

もうご存知ですか？ 4月からのごみの出し方

指定ごみ袋が丈夫になりました。破れやすい袋だったため、皆さんにご不便をお掛けしましたが、新しく丈夫になったごみ袋が販売店で購入できるようになりました。

●資源物集積所に専用回収容器を設置します

空き缶を資源物として回収します。資源物集積所に空き缶・スプレー缶・蛍光灯・乾電池の専用回収容器を設置しますので、分別して出すようお願いいたします。また、スプレー缶のガス抜きにご協力ください。

●枝葉・草の出し方を変更します

枝などのごみ袋の破れやすい物は、指定ごみ袋以外の袋に処理券を張って(透明以外の袋で出す場合は内容物を表示して)出すこともできます(ほかのごみは絶対に混入しないでください)。

●ごみ処理券の種類がなくなります

「可燃ごみ処理券(黄色)」「不燃ごみ処理券(青色)」の区別をなくし、「ごみ処理券(ピンク色)」となりました(従来の券も区別なく使えます)。

●毎月1回第3日曜日に搬入の受け付けを行います

毎月第3日曜日の午前8時30分から正午まで、清掃センターへの直接搬入の受け付けを開始します。

●昼休みも受け付けを行います

正午から午後1時までの休みをなくし、午前8時30分から午後4時30分まで直接搬入の受け付けを行います。

●祝日の回収を実施します

収集回数の均等を図るため、祝日の回収を実施します。これにより、各地区とも週2回決められた曜日にごみが出せるようになります。

●戸別回収を実施します

各自治会から申請があった世帯(寝たきりの方など)を対象に戸別回収を実施します。

●清掃センターからのお願い

①ごみを出す前に、もう一度分別の確認をお願いします。②生ごみを捨てる時は、水切りをしっかりとしましょう。各世帯で100グラムの水切りをすると、1回で約1.5トンのごみの減量化につながります。ぜひご協力ください。

●問合せ 経済環境部ごみゼロ推進課(☎282-7289)

家庭用生ごみ処理機器の購入費を補助

村では、生ごみの減量化・資源化を目的に、家庭用生ごみ処理機器(電動生ごみ処理機・コンポスト容器)の購入費を補助します。

■補助金額 ①電動生ごみ処理機…30,000円を上限に、販売価格の2分の1を補助します(1世帯当たり1台まで)。②コンポスト容器…1台につき4,000円を上限に、販売価格の2分の1を補助します(1世帯当たり2台まで)。

■申し込み・問合せ 経済環境部環境政策課環境保全担当(☎282-1711 内線1451)で申し込みの際に受け取った整理券と印鑑を持参の上、村内の指定販売店で購入手続きをしてください。

募って、おおむね15年先を目標とする港湾計画を策定することになりましたので、皆さんの考えをぜひお聞かせください。

●資料入手方法 ①茨城県土木部港湾課ホームページ…<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/nadohoku/01class/class07/> ②窓口での配布

：茨城県土木部港湾課(水戸市笠原町978-6 県庁20階南側)、茨城県常陸那珂港湾事務所(ひたちなか市新光町21)、東海村役場企画政策部政策推進課

●意見の提出方法・問合せ 茨城県ホームページまたはファクシミリ、郵送で茨城県土木部港湾課(☎301局45330 FAX301局45338)へ提出してください。



茨城県では、「日立港」常陸那珂港「大洗港」という近接する県北三港の規模拡大や利用促進、サービスイノベーションを図るための年内の統合を目指し、「茨城県北三港港湾計画策定検討委員会」(学識経験者・国・茨城県・日立市・東海村・ひたちなか市・大洗町・港湾関係者等で構成)を設置して県北三港の長期構想と新たな港湾計画について検討しているところです。その過程で先ごろ、県北三港の将来像等の素案がまとまり、広く意見を

県北三港(日立港・常陸那珂港・大洗港)港湾計画への意見募集